二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道足寄郡陸別町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁並びに紋別市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年七月四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鹿児島県曽於市末吉町諏訪方字入佐ノ前三九四七、三九四九の二、三九四九の三、末吉町二之方字野田近渡四三一九の二、四三二一の三、四三二七、末吉町南之郷字長ヶ原七七五一、字篠ヶ迫八四〇五の七、字岸良九四七二の二、九四七三の四、九四七三の四二、字前畑一〇二一七の五
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年七月四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県松本市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年七月四日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県須坂市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
須坂市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百九十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年七月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
沖ノ沢川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十九年建設省告示第七百九十九号で指定した同号九に掲げる土地の区域を除く。）
秋田県湯沢市皆瀬
字沖ノ沢　八四番　一号、二号及び四十五号から四十七号まで
八三番　三号から五号まで及び四十一号から四十四号まで
六八番　六号
六九番　七号
六〇番　八号及び九号
五七番　十号から十三号まで及び三十三号から三十五号まで
六一番　十四号及び十五号
六四番　十六号
五三番　三十六号から三十八号まで
七〇番　三十九号
七一番　四十号
五六番一　十七号から十九号まで
七八番二　二十号から二十二号まで
七七番一　二十三号から二十五号まで
五七番一　二十六号から二十八号まで
五八番一　二十九号から三十二号まで

○国土交通省告示第七百九十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年七月四日

国土交通大臣　石井　啓一

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
水落上川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線、標柱十号と十一号を平成二十九年国土交通省告示第百五十三号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岡山県笠岡市神島外浦
字大埜路　一番一　一号から五号まで
一番一　十五号及び十六号
地先河川敷　六号
七一番
岡山県笠岡市神島
字古江棚橋　五六一九番二　七号
五六一九番三　八号
五六一九番一　九号
五六一八番一　十号
五六二二番二　十一号
五六二九番一　十二号
五六三〇番　十三号
五六三一番　十四号
五六六三番　十七号
字古江笹尾　五六六二番一　十八号及び十九号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
富阪下川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岡山県美作市東谷下
字城ノ尾　七七番二　一号及び二号
七五番　三号から五号まで
字大迸　一九六番二　六号
一九五番　七号
一九三番　八号
字奥ノ谷　一八九番　九号
七九番　十号